

Public relations Inami 【広報・いなみ】

Inami



特集

町内小学校春の運動会 2018

2018.7

No.276





町内小学校 春の
運動会
 2018

平成30年5月19日(土)に稲原小学校と清流小学校で、20日(日)に印南小学校と切目小学校で、春の運動会が開催されました。心配された天候も持ち直し、当日は、たくさんの人でにぎわいました。

初夏の風を感じる青空の下、児童たちは、この日のために練習した成果を保護者や地域の方々に見てもらおうと、一生懸命競技に取り組みました。そんな児童たちの姿に会場は大きな拍手と歓声に包まれました。

今月号では、春の行事の定番となりつつある町内小学校の運動会を特集していますので、ぜひご覧ください。





←親子でラストサバイバル



←ゲゲゲの目玉親父



←印南ソーラン This is May Days



←ひろうてなげて(玉入れ)



←ドラえもんダンス



←ミニタイフーン

運動会 スローガン

力のかぎり がんばりぬけ 印南っ子魂!

印南小学校



←イチエー!! 走れ回れ大型台風



←3★BINGO(スリピンゴ)



←タンブリング



←キッズソーラン

運動会 スローガン

運動会 自分を信じ やりきろう

稲原小学校



←親子でレッツゴー!!



←ORONASHIゲーム

切目小学校

運動会
スローガン

みんなの力が一つになる運動会

←徒競走



←やっほい切目



←芝生でヨイショ



←おみやげ競走



←かごいっばいになあれ



←親子で仲良しサクラランポ



清流小学校

運動会
スローガン

かがやけ！きらめけ！みんなががんばる運動会！

←清流ソーラン



←支部対抗大縄跳び



←四色リレー



←組み体操

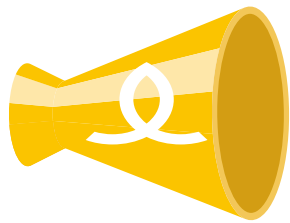


←つれたぞ！つれた！大漁だ！



←力を合わせて





印南町からの

お知らせ

Information

📣 後期高齢者医療制度にご加入の方へ

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されます

皆さまが納める保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた額となります。所得の低い方や被扶養者だった方には保険料の軽減措置が設けられています。平成30年度からその軽減措置の一部が下記のとおり変更となります。

● 被扶養者だった方の軽減

(75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などの被扶養者だった方)

	平成29年度	平成30年度
均等割額	7割軽減	5割軽減
所得割額	負担なし	負担なし

※均等割額…45,812円

※平成29年度年間保険料が13,253円(7割軽減)だったのが、平成30年度では、年間保険料が22,906円(5割軽減)となります。



● 所得割額の軽減

(基礎控除後の総所得金額などが58万円以下〔年金収入が約153万円～約211万円〕の方)

	平成29年度	平成30年度
所得割軽減	2割軽減	軽減なし

※所得割額 = 基礎控除後の総所得金額 × 8.80%

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。平成30年度保険料額の通知は、7月中旬に送付いたします。

📣 後期高齢者医療の保険証をお持ちの方へ

保険証の色が「うすい緑色」から『うすい水色』に変わります

後期高齢者医療の保険証の更新時期になりました。新しい保険証は『うすい水色』です。7月上旬頃から順次、郵送いたしますのでご確認ください。

今回お届けする『うすい水色』の保険証は届いたその日から使用できます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。(「うすい緑色」の保険証は8月1日以降使用できません。)

※注意

いらなくなった「うすい緑色」の保険証は、役場にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないように注意して処分してください。



↑新しい保険証

お問い合わせ先 **住民福祉課** ☎42-1738



Information

📣 平成30年度後期高齢者医療の保険料について

7月中旬に平成30年度保険料の通知書および納付書を発送しますので、ご確認ください。

- 年金からの天引き〔特別徴収〕の方：保険料の通知書が届きます。手続きなどは必要ありません。
- 納付書で納付〔普通徴収〕の方：保険料の通知書とともに納付書が同封されている場合は、最寄の金融機関または役場でお納めください。

※年金が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療の被保険者になられたばかりの方など、年金からの天引き〔特別徴収〕ができませんので、納付書によりお納めください。

※口座振替が便利です。通帳、印かん（通帳届出印）を持って、金融機関または役場で手続きしてください。

📣 国民健康保険にご加入の方へ

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」更新のお知らせ

現在、国民健康保険の「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が平成30年7月31日となっています。引き続き認定証をお使いになられる場合は、更新の手続きが必要です。7月から更新の受付を行っていますので、被保険者証・印かんをお持ちの上、役場住民福祉課で申請してください。

お問い合わせ先 **住民福祉課** ☎42-1738

Information

防災まめ知識⑫ 天気予報の素朴な疑問



雨がよく降る季節になりました。天気予報でよく「何ミリの雨」といっているのを聞くことが多いと思いますが、なかなかイメージがつかみにくい人も多いのではないのでしょうか。例えば50ミリだと5センチなので、そんなに多くない気がするのではないのでしょうか。

雨量というは何リットルなど、体積をイメージするかもしれませんが、実際にはミリという水の深さ（水位）で示しています。体積では、面積により変動してしまうからです。雨量を図る簡単な方法としては、幅が一定のコップにたまった水の深さを測れば、その時間に降った雨の量が分かります。1時間に50ミリの雨とは、1時間に降った雨で、水の深さが5センチになったことを示します。数字だけ見ると大したことが無いように思いますが、1平方メートルに50ミリの雨が降り、それが流れずにすべて溜まった場合、重さは50kgになります。冠水した車のドアを開けるのも困難ですし、ひざ上まで水につかると歩行も困難です。



気象庁では、1時間当たりの雨量が30ミリ以上で「激しい雨」、50ミリ以上で「非常に激しい雨」、80ミリ以上で「猛烈な雨」などと区別をしています。「非常に激しい雨」が長く降ると、町内の一部の地域で、排水が間に合わず冠水するところが出てきますし、猛烈な雨が降ると、河川の氾濫につながります。水害に対しては、知識が身につくほど適切な対応が可能となります。適切な理解に基づいて、情報を判断しましょう。

また、印南町では水防施策の一環として、防災排水ポンプについての取り組みを行っています。詳しい内容は、まちのできごとをご覧ください。

お問い合わせ先 **総務課** ☎42-0120



印南町からの

お知らせ

Information

国民年金保険料の納付が困難なときは、免除申請手続きを！

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は公的年金制度への加入が義務付けられています。国民年金第1号被保険者の方が、経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なとき、本人の申請手続きによって保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来年金受給権を確保できます。

申請可能期間

平成31年6月分まで

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

過去の期間については、申請が受理された月から2年1か月前までさかのぼって申請できます。

手続きに必要なもの

■印かん（申請者本人が署名する場合は不要）

■個人番号または基礎年金番号のわかるもの

申請時の注意点

■年度毎に申請書の提出が必要です。申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。

■前年度に全額免除または納付猶予が承認された方で、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望された方には、継続して申請があったものとして審査を行います。

●所得の審査基準

免除の種類	所得審査の計算式
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得 ≤ 35万円 × (扶養親族等数 + 1) + 22万円
4分の3免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得 ≤ 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
半額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得 ≤ 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
4分の1免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得 ≤ 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
納付猶予	50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得 ≤ 35万円 × (扶養親族等数 + 1) + 22万円

●承認期間の取扱い

免除の種類	老齢基礎年金の受給資格期間には	老齢基礎年金額には	障害基礎年金や遺族年金の受給資格期間には
全額免除	入ります	2分の1が反映されます	入ります
4分の3免除	保険料の4分の1を納めると入ります	保険料の4分の1を納めると8分の5が反映されます	保険料の4分の1を納めると入ります
半額免除	保険料の半額を納めると入ります	保険料の半額を納めると4分の3が反映されます	保険料の半額を納めると入ります
4分の1免除	保険料の4分の3を納めると入ります	保険料の4分の3を納めると8分の7が反映されます	保険料の4分の3を納めると入ります
納付猶予	入ります	反映されません	入ります

※10年以内ならば後から保険料を納めること（追納）ができます。

退職や失業などにより保険料を納めることが困難なときは

退職者本人の前年所得が審査の対象から除外される「特例免除」の申請を行うことができます。

【必要書類】 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど

※退職、失業などによる「特例免除」を申請された方は継続審査の対象外となるため、1年ごとの申請が必要となります。

お問い合わせ先 **住民福祉課** ☎42-1738



Information



📣 印南町地域包括支援センターからの みんなで支え合い⑳

『いきいき100歳体操のすすめ』

身体の衰えは「歳のせい」と諦めていませんか？ 90歳になっても、脳梗塞の後遺症があっても運動を続けると運動機能が向上し、自分のしたいこと（仕事や楽しみ）を続けることができている方もいます。

少しでも早く運動の機会を持ち、いつまでもいきいき過ごしましょう。

右の写真は、毎週金曜日に行っている「いきいき100歳体操」の様子です。

参加者は3～8名ほどで毎週楽しく運動しています。



こんな症状ありませんか？

「よう、つまづくようになった」「足が思うように動かん」「外に出ること減ったよ」
「他人と話すこと減ったよ」…

その症状、改善できます！

「集まって運動する」と体力がつき動きが良くなるだけでなく、「運動は脳の神経を成長させる」といわれており認知症の予防にも繋がります。

いきいき100歳体操はどんな運動？

週に1回、音楽に合わせてペットボトルや椅子を使った40分程度のゆっくりとした運動です。初めての人でも簡単にでき、高齢者の方が安全にでき、体操の効果を実感できるなど誰でもできる運動です。また、歩いて参加できるよう身近な集会場などで行う予定です。

関心があったら、すぐ連絡！

地域包括支援センターへ連絡
(☎ 42-1738)

「どこでする？」「いつからする？」
などの段取りを皆さまと決定

保健師が運動を伝授
(約3か月)

自分たち
で続ける

介護予防！みんな一緒に すすめていきましょう。

高齢者のことで
ご相談は

**印南町地域包括支援センター
在宅介護支援センター**

☎42-1738(役場内)

☎42-1433(印南町社会福祉協議会内)

☎42-8110(カルフル・ド・ルポ印南内)



Information

介護保険の施設サービスをご利用の方へ

負担限度額認定証の新規申請および更新のお知らせ

介護保険の施設サービス（ショートステイを含む）を利用するときは、施設サービス費の自己負担に加えて、居住費・食費などを支払います。

所得が低い方は、「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、居住費と食費の負担が軽くなります。（その差額は介護保険が負担します。）

- **対象となる方**：つぎの条件すべてにあてはまる方が対象となります。
 - ①生活保護の受給者、または世帯全員が住民税を課税されていない方
 - ②配偶者がいる場合、配偶者も住民税を課税されていない方
 - ③預貯金などが一定額以下の方（配偶者がいる場合：合計2000万円以下、配偶者がいない場合：1000万円以下）
- **申請先**：住民福祉課
- **必要なもの**：介護保険被保険者証、印かん、通帳・定期証書などの写し（配偶者の分も）、すでに認定されている方は、現在お持ちの認定証（※注）

（※注）現在認定証をお持ちの方は、有効期限が7月末までですので、更新の手続きが必要です。前年中の所得により、対象とならない場合があります。

介護認定を受けている方へ

新しい「介護保険負担割合証」が届きます！

現在、介護認定を受けている方全員に、介護保険負担割合証（黄色）を交付していますが、新しい負担割合証が7月下旬にお手元に届きます。新しい負担割合証は8月からの介護サービス利用のときに必要となりますので、介護保険の保険証と一緒に大切に保管してください。

なお、平成30年8月から一定以上の所得がある方については、介護サービス利用時の自己負担割合が3割となります。

●利用者の負担割合

3割 【平成30年 8月から】	①・②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上の世帯の場合463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、①・②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上の世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人

お問い合わせ先 **住民福祉課** ☎42-1738

Information

印南町若者定住促進事業について

若者定住^{*1}の促進と町外から若者^{*2}を呼び込むことにより印南町の人口減少を防止し、若者が集う活力と魅力ある町づくりを進めることを目的として、「新築住宅等取得助成事業」と「賃貸住宅等家賃助成事業」を実施しています。助成を受けるための資格要件がありますので、詳しくは役場企画政策課までお問い合わせください。

●新築住宅等取得助成事業（100万円）

町内において住宅を取得（新築・中古購入・改築）する若者に対し、取得などに要した費用の一部を助成します。

●賃貸住宅等家賃助成事業（最大2万円／月）

町内の民間賃貸住宅などに入居する若者世帯に対し、家賃の一部を助成します。※さかのぼって申請することはできませんので、申請がお済みでない方は、役場企画政策課までお問い合わせください。

※1 『定住』とは、町の住民基本台帳などに登録され、5年以上印南町の住民として居住することをいいます。

※2 『若者』とは、満16歳～45歳未満の方をいいます。

お問い合わせ先 **企画政策課** ☎42-1736



📣 平成30年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税の納税通知書は、平成30年4月1日時点で国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主の方に7月中旬頃送付します。資格届出や年齢の要件などによって納税方法が変更になる場合があります。必ずご確認ください。

●平成30年度納期限

期 別	納 期 限
全期・第1期	平成30年7月31日(火)
第2期	平成30年8月31日(金)
第3期	平成30年10月1日(月)
第4期	平成30年10月31日(水)
第5期	平成30年11月30日(金)
第6期	平成30年12月25日(火)
第7期	平成31年1月31日(木)
第8期	平成31年2月28日(木)
第9期	平成31年4月1日(月)



●国民健康保険税の税率改正

【平成30年度の税率改正内容】

県から示された標準保険税率を参考に課税構造の見直しを行いました。国民健康保険の健全化を図るため、介護保険分について増税することとなりましたが、それを上回る分を医療給付費分で減税しています。また、地方税法施行令の一部改正に伴い、医療給付費分の限度額の引上げを行いました。ご理解とご協力をお願いいたします。

区分	算定区分	平成29年度	平成30年度	比較
医療給付費分 (国保加入者全員に課税)	所得割	5.6%	5.1%	▲0.5%
	資産割	25%	22%	▲3%
	均等割	22,000円	20,000円	▲2,000円
	平等割	21,500円	19,000円	▲2,500円
	賦課限度額	540,000円	580,000円	+40,000円
後期高齢者支援金分 (国保加入者全員に課税)	所得割	2.0%	2.0%	—
	資産割	10%	10%	—
	均等割	8,500円	8,500円	—
	平等割	8,500円	8,500円	—
	賦課限度額	190,000円	190,000円	—
介護保険分 (40歳から64歳までの方に課税)	所得割	1.5%	1.8%	+0.3%
	資産割	5%	5%	—
	均等割	8,500円	10,000円	+1,500円
	平等割	6,000円	7,000円	+1,000円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	—

● **平成30年度からの改正 ～保険税軽減範囲の拡大～**

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。世帯の所得額（世帯主および国保加入者の所得の合計額）に応じて、均等割額（加入者1人につき課税）と平等割額（1世帯につき課税）が軽減されます。

この軽減の基準が次のとおり改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

区分	軽減対象者の要件（世帯の所得額）	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下（改正なし）
5割軽減	33万円＋（被保険者数）× 27万円以下	33万円＋（被保険者数）× 27万5千円以下
2割軽減	33万円＋（被保険者数）× 49万円以下	33万円＋（被保険者数）× 50万円以下

● **平成31年3月までに世帯主の方が75歳を迎える場合**

平成30年度途中に世帯主の方が75歳を迎え、後期高齢者医療保険へ移る場合は、その年度の4月以降の特別徴収（年金からの天引き）は行っていません。7月中旬に送付する通知書の中に納付書を同封していますので、納付書にてお納めください。過去に口座振替を登録されている場合は、納付書は同封せず登録済みの口座から振替させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

● **要件に該当する世帯主の方は年金から国民健康保険税を特別徴収します**

下記の要件を全て満たす方は世帯主の方の年金から特別徴収（年金からの天引き）させていただきます。

- 世帯主の方が国保加入者
- 国保加入者全員が65歳から74歳までの世帯の世帯主
- 年金を年額18万円以上受給し、介護保険料が年金から天引きされている方
- 介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の1/2を超えない方

平成30年度から要件に該当した世帯主の方は平成30年10月分の年金から特別徴収が開始します。

希望される方は口座振替に変更することができます。

印かんをご持参の上、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を役場税務課窓口にて提出してください。

【提出期限】平成30年8月3日（金）

※平成30年度から要件に該当した世帯主の方の納税通知書に「国民健康保険税納付方法変更申出書」を同封しています。ご確認ください。

お問い合わせ先 **税務課 ☎42-1731**

Information

📢 **セタコンサートのお知らせ**

日時 7月7日(土) 19:00～
会場 いなみこども園 園舎遊戯室
出演 日高高校・同附属中学校合唱部
 いなみこども園 5歳児
ゲスト Wa.corda (ワ・コルダ)

「ピアノ三重奏」の美しいハーモニーをお楽しみください。

Wa.corda (ワ・コルダ)



小倉 浩晃
(ヴァイオリン)



小倉 充子
(コントラバス)



高山 陽子
(ピアノ)

お問い合わせ先 **教育委員会教育課 ☎42-1700**

健康ひろば

● つれもて健診 受付時間：7：15～9：00

日程	場所
7月14日(土)	切目川防災センター
7月18日(水)	印南町公民館

【特定健診結果説明会】

日程は「まちのカレンダー」に掲載しています。
時間については、1週間前に特定健診を受診した方のみハガキでお知らせします。

● 子どもの健診・健康相談 場所:保健センター

◆乳幼児健康相談

6か月児と2歳児にはブックスタート、1歳児と2歳児にはむし歯予防のお話もあります。

【対象】6か月児(平成29年12月生)、1歳児(平成29年5月生)
2歳児(平成28年4月生)

【日程】7月12日(木)

【受付】12：30～13：30



● はつらつママ教室 場所:保健センター

【内容】「ベビーマッサージ」を体験してみませんか？理学療法士が優しく分かりやすく教えてくれます。
助産師からの「育児ワンポイントアドバイス」もあります。

【日程】7月2日(月)

【時間】13：30～15：00

● 運動 de リフレッシュ教室 場所:保健センター

みんなと楽しくいい汗かきましょう！

【日程】7月13日(金) 27日(金)

【時間】19：30～20：30



のどが渇く前の水分補給が
とても大切です!!



成人用肺炎球菌予防接種について

対象となる方には5月末にご案内していますが、今年度は下記の生年月日の方で
今までに23価肺炎球菌ワクチン（ニューモバックスNP）を受けたことのない方です。

65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

*体調の良い時に受けられますよう、かかりつけ医とご相談ください。

お問い合わせ先 **保健センター** ☎43-8060



みんなで熱中症を防ぎましょう！

熱中症とは、体温の上昇と調整機能のバランスが崩れ、どんどん身体に熱が溜まってしまいう状態です。熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるものが考えられます。

「環境」の要因は、気温が高い、湿度が高い、風が弱いなどがあります。

「からだ」や「行動」の要因は、激しい労働や運動によって体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分に対応できないことなどがあります。

温度に気をくばろう

声をかけ合おう！

休息をとろう



飲み物を持ち歩こう

栄養をとろう

もしも熱中症になったら・・・

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？

(めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい ↓

チェック2 呼びかけに応えますか？

いいえ →

救急車を呼ぶ

はい ↓

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす



救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

いいえ →

涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

はい ↓

水分・塩分を補給する



氷のう等があれば、首、腋の下、太腿のつけ根を集中的に冷やしましょう

チェック4 症状がよくなりましたか？

いいえ →

医療機関へ

はい ↓

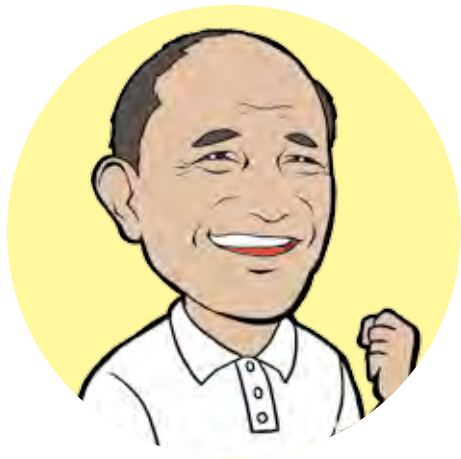
そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう



本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう



大量に汗をかいている場合は、塩分の入ったスポーツドリンクや経口補水液、食塩水がよいでしょう



日裏 勝己 (ひうら かつみ)

印南町長

新学期が始まってはや2ヶ月が経ち、町内4小学校、2中学校で春の運動会、体育祭が行われました。天気も大きな崩れはなく、おおむね予定通りに行われ、子どもたちの元気な声がグラウンドに響き渡りました。春の年中行事として定着してまいりました。

さて、6月、7月は梅雨の季節です。気象庁の発表によりまずと、近畿地方は平年より1日早く、6月6日ごろに梅雨入りしたと発表され、いよいよ本格的な雨のシーズンとなります。最近の傾向として集中豪雨の発生が各地で多発しており、今年はそのような気象状況になるのか、予断を許さないところであります。

日本の季節の中で、春から夏へと移り変わるこの時期に、どうして毎年梅雨前線が発生して長く雨を降らすのか、少し調べてみました。大まかなとらえ方ですが、6月頃は北に冷たく水分をたっぷり含んだ高気圧「オホーツク海気団」がいすわって

います。そこに南からは温度が高く水分をたくさん含んだ太平洋高気圧「小笠原気団」が張り出してきます。本州の南岸に並行するようにオホーツク海気団と小笠原気団がぶつかり、その境目上昇気流が起き、雲が発生します。それが東西に延びる梅雨前線となります。乗り上げた温かい湿った空気は上昇気流となり空気が上に上がり、上空で気圧が下がり、冷やされて、氷の粒や水滴が集まった雲となります。ある一定量になると、上昇気流で支えられなくなり、雨となって降ってくるようになります。単純な説明ですが、他にもいくつもの要素が加わり、形成されています。

自然の摂理とよく言われますが、気象予報技術とインターネットが発達した今日では、私たちでも科学的な視点で物事をとらえることができますし、今後、こうした技術は益々発達していくことが予想され、私たちの生活や暮らしを劇的に変化させる可能性を秘めています。

国の方では、無人の自動車を2020年の東京オリンピック開催にあわせ実用化するテストをしていると聞きます。

私自身、幼少から現在までを振り返ってみますと、世の中も随分変わったものだと感じています。しかし、どのような時代が来ようと、子どもたちの元気な声がグラウンドに響き渡るよう、印南町の未来づくりを進めてまいります。



●平成30年度印南町 交通指導員辞令交付式 5月1日



平成30年度印南町交通指導員辞令交付式が印南町役場で執り行われました。

町長より会長（再任）の脇野俊次さん、副会長（再任）の久堀秋良さんに辞令が交付された後、新入交通指導員の馬場正浩さんを含め総勢13人に辞令が交付されました。

交通指導員の皆さまには、登下校中の子供たちを交通事故から守るため、また地域の交通事故防止活動の要として必要な広報活動や街頭指導、イベント時の交通整理などの活動に携わっていただいています。

●いなみこども園庁舎見学 5月11日



いなみこども園の4歳児が役場庁舎を見学しました。

役場庁舎内の執務室や議場、町長室などを見学し、役場ではどのような仕事をしているか学びました。

役場災害対策本部室では、役場が所有するドローンの飛行が行われました。

ドローンからの映像がテレビに映し出されると、園児たちは興奮した様子で映像に見入っていました。ドローンがこども園の上空を映し出すと、普段見ることのできない園舎の姿に、驚いている様子でした。

●平成30年度印南町防災排水 ポンプ操作訓練 5月26日



印南町民プール（遊水館）で役場の若手職員を中心に、防災排水ポンプの操作訓練を実施しました。今年度より、印南町排水ポンプ操作員設置要領に基づき、適切な運用のもとで、効果的で安全な訓練を行いました。訓練では地域住民の見学もあり、町の排水ポンプについて知っていただく機会となりました。

町内では、地方・宇杉・島田区内において内水害が発生する場合があります。これに対応するため排水ポンプの設置を行っています。

また、これと並行しドローンの操作訓練、模擬飛行の披露なども行いました。

図書室通信

～レッツ!
エンジョイリーディング～

新刊・新着のお知らせ！

絵本・児童書

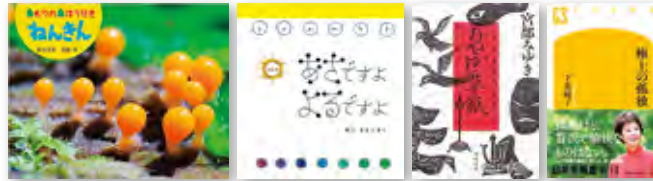
もりのほうせきねんきん 新井 文彦
小松帯刀 加来 耕三
有害物質のサバイバル 生き残り作戦 スウィートファクトリー
ルルとララのアニバーサリー・サンド あんびる やすこ
ジャングルのサバイバル 突然変異の正体 洪 在徹
あさですよ ですよ かこ さとし
おべんとうばこのなかから 中川 ひろたか
みんなみんないないいないばあ さいとう たかお
としおくんむし ねじめ 正一
とびますよ にしむら あつこ
ほか24冊

一般書

あやかし草紙三島屋変調百物語伍之続 宮部 みゆき
ペインレス 天童 荒太
食堂メッシタ 山口 恵以子
わすれな草 ほのぼのログ 藤谷 燈子
爆身 大沢 在昌
極上の孤独 下重 暁子
全身ユニクロ! 朝、マネするだけ Hana
2時間ドラマ40年の軌跡 大野 茂
家づくりを楽しむ教科書 エクスナレッジ
100歳の100の知恵 吉沢 久子
ほか13冊

newbook

公民館図書室の本は、印南町の
ホームページから検索することが
できます。
<http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/>



掲

示

板

平成30年度自衛官募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(場所)	入隊時期
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満の者	試験日の 前日まで	7月28日、8月1日、7日(県民文化会館)	平成31年 3月下旬～ 4月上旬
一般曹候補生			9月28日(田辺市) 9月29日(県民文化会館)	
航空学生	海 18歳以上23歳未満の者(高卒者ま たは高専3年次修了者(見込含))	7月1日 ～9月7日 まで	1次:9月21日(田辺市) 9月22日、23日(県民文化会館)	
	空 18歳以上21歳未満の者(高卒者ま たは高専3年次修了者(見込含))		1次:9月17日(県民文化会館)	

応募資格欄中の年齢は、平成31年4月1日現在の年齢を示します。

■説明会 日時 平成30年7月22日(日) 10:00～12:00、13:00～15:00
場所 自衛隊御坊地域事務所
みなべ町公民館

※来所の方から順番に約30分から1時間程度の個別説明

■公務員合同説明会 日時 平成30年7月8日(日) 13:00～16:30
場所 田辺市文化交流センターたなべる

■お問い合わせ先 自衛隊御坊地域事務所 ☎23-0020

あんしん法律相談所の開設

赤い羽根共同募金配分事業

法律関係、複雑多様な相談について、専門家（弁護士）による相談所を開設します。

- ◎開催日 7月26日（木）
- ◎開催場所 印南町社会福祉協議会 2階
- ◎開催時間 13:30～15:30
（ひとり30分枠の相談）

*相談は先着の事前予約となります。相談内容は、事前に簡潔に要約されるようお願いします。



■お問い合わせ／相談予約先
印南町社会福祉協議会
☎ 42-1433

観光ゼミナール参加者募集中！

印南町では「親子でかきまごはんクッキング」！

日高広域観光振興協議会では日高地方で暮らす子どもたちなどに自然や文化、歴史、景観など身近に存在する観光資源を探求し、興味や関心を深める機会を設ける観光ゼミナールを無料で開催しています。

印南町では「親子でかきまごはんクッキング」が開催されます。日程と締切は、下記のとおりです。応募多数の場合は抽選になりますが、町のふるさと料理を親子で学ぶ機会ですので、どしどしご応募ください。

- 日 程 8月25日（土）
- 場 所 印南町公民館
- 締 切 7月9日（月）

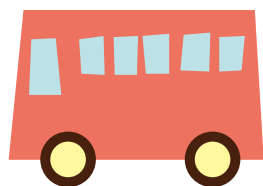


■お問い合わせ先
日高広域観光振興協議会事務局
日高振興局企画産業課内
☎ 24-2911
HP アドレス
<http://www.pref.wakayma.lg.jp/prefg/130500/index.html>

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ7,000万円
(1等5千万円・前後賞各1千万円合わせて)
この空くしの取組金は形町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。早くの購入は給めし県内で
7月9日 2種類同時発売! 発売期間 7/9 0～8/3 抽せん日 8/14
公益財団法人和歌山県市町村振興協会 各1枚 300円

コミュニティバス
利用状況(5月)

切目川ルート 45人

心配ごと相談所
行政相談・消費生活相談所
開設

【開設日】7月12日(木)
【会場】社会福祉センター
【相談時間】10:30～15:00



■お問い合わせ先
印南町社会福祉協議会
☎ 42-1433

ひまわり教室
(育児教室)のご案内

7月の活動は、「水であそぼう」です。
【日 程】7月20日(金)
【受 付】9:30～
【場 所】いなみっ子交流センター
【持ち物】お茶、タオル



■お問い合わせ先
教育委員会教育課
☎ 42-1700

7

2018年
平成30年

月号 まちのカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
1	2 ●はつらつママ教室 ●町県民税第1期納期限	3 ●スマイル ●ひよこクラブ ●健診結果説明会 (印南)	4 ●よちよち会 ●倒れんジャー 9:00~11:00	5 ●巡回生活相談 (社教センター) 13:00~15:00	6	7 ●七夕コンサート
8	9 ●認知症カフェ 14:00~16:00	10 ●スマイル	11 ●よちよち会 ●倒れんジャー 9:00~11:00 ●いきいきサロン 13:00~14:30	12 ●乳幼児健康相談 ●心配ごと相談所 行政相談・消費生活相談所	13 ●運動deリフレッシュ 教室	14 ●つれもて健診 (切目川)
15 ●開庁日 住民福祉課 税務課	16	17 ●スマイル ●ひよこクラブ ●さくらんぼ	18 ●倒れんジャー 9:00~11:00 ●つれもて健診 (印南)	19 ●巡回職業相談及び生活相談 (みずほ会館) 13:00~15:00	20 ●ひまわり教室 ●巡回職業相談 (社教センター) 13:00~15:00 ●健診結果説明会 (切目)	21
22	23	24 ●スマイル	25 ●よちよち会 ●倒れんジャー 9:00~11:00 ●いきいきサロン 13:00~14:30	26	27 ●運動deリフレッシュ 教室	28
29	30	31 ●スマイル ●国保税第1期納期限 ●固定資産税第2期納期限	8/1 ●よちよち会 ●倒れんジャー 9:00~11:00	2	3	4

人の動き

平成30年5月31日現在

世帯: 3,263世帯 (-1)

人口: 8,347人 (-15)

男性: 3,942人 (-7)

女性: 4,405人 (-8)



※()内は平成30年4月30日との比較です。
※外国人の人口を含みます。

編集後記



カックン エルちゃん

連絡先

kikaku@town.wakayama-inami.lg.jp

町内小学校の運動会が5月に行われました。前日の雨により延期となった小学校もありましたが、19日・20日の2日間ですべての小学校の運動会が無事に開催され、児童たちは日頃の練習の成果を懸命に発揮していました。児童だけでなく、保護者の方や地域の方々も参加し、盛り上がりました。

今月号では、町内小学校の運動会の様子を紹介しています。にぎやかな様子を、ぜひご覧ください。

直接 つながります 	総務課 …………… 42-0120	企画政策課 ……… 42-1736	公民館 …………… 42-1702
	税務課 …………… 42-1731	産業課 …………… 42-1737	切目社会教育センター …… 43-0773
	生活環境課 ……… 42-1732	住民福祉課 ……… 42-1738	保健センター …………… 43-8060
	出納室 …………… 42-1733	議会事務局 ……… 42-1739	
	建設課 …………… 42-1734	教育委員会 ……… 42-1700	



この広報誌は環境と資源を守る再生紙・植物油インキを使用しています。